

## 社会保障分野におけるマイナンバー利用事務 について情報連携の項目を追加するよう見直し

### 情報連携により照会可能な特定個人情報追加

- 1 予防接種法による予防接種の実施に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報追加
- 2 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務において情報連携により照会可能な特定個人情報追加

平成29年7月13日(木)

岩手県矢巾町

# 1 予防接種法による予防接種の実施に関する事務

## 現状

予防接種法に定めるB類疾病（インフルエンザ及び肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。））の予防接種対象者は、「60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するもの」等となっている。【予防接種法施行令第1条の3第1項の表の規定による】

実際の対象者は・・・>> 身体障害者手帳1級を所持している方

	身体障害者1級
28年度	6人
27年度	7人
26年度	7人

## ○ 手続方法

予防接種対象者が役場窓口に来庁して、身体障害者手帳を提示いただき、担当者が手帳の内容を確認のうえ、予防接種券を発行している。

## 支障

予防接種対象者に毎回、役場窓口で手帳の提示を求められているため、対象者にとって手間となっている。

## 改善

予防接種法による予防接種でマイナンバーを取得するのだから、マイナンバーを利用することで手帳を提示しないで迅速に確認できるのではないかと...

しかし、

身体障害者手帳に関する事務は県の事務となっているため、町には情報がない...

そこで、

番号法で提供できる特定個人情報に、障害者関係情報を加えることにより、町で確認することが可能！

結果、

予防接種対象者が毎回、身体障害者手帳を提示する必要がない！

## 2 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務

### 現状

予防接種を実施した際の実費徴収において、経済的な理由により負担できないと認めるときは徴収していない。【予防接種法施行令第28条ただし書の規定による】

実際の対象者は・・・>> 生活保護受給者

### ○ 手続方法

予防接種希望者が役場窓口に来庁して、予防接種無料接種券申請書を提出し、担当者が照会して生活保護受給者が確認のうえ、無料接種券を発行している。(他市で保護決定された生活保護受給者が、本町にある福祉施設に入所した場合は、従前の市での支給となるため、生活保護受給証明書の提出を求めている。)

### 改善

予防接種法による予防接種でマイナンバーを取得するのだから、マイナンバーを利用することで迅速に確認できるのではないか...

しかし、

生活保護受給者に関する事務は県の事務となっているため、町には情報が無い...他市の情報が無い...

そこで、

特  
定個人情報に、生活保  
護関係情報を加えるこ  
とにより、町で確認す  
ることができる！

	予防接種者数	うち生活保護受給者
28年度	3,990人	27人(2人)
27年度	3,758人	20人(1人)
26年度	3,389人	23人(0人)

( )は他  
市受給者

### 支障

予防接種無料接種券申請書を提出して無料接種券を発行するまでの処理に時間がかかる。他市町村からの受給者については、証明書の提出を求めているため、対象者にとって手間となっている。

結果、

予防接種対象者が生  
活保護受給者の場合  
に、すぐに無料接種券  
を発行することができ  
る！

## 番号法別表第2の改正

番号法別表第2において、予防接種を行う全市町村が障害者関係情報、生活保護関係情報の提供を受けられることができるよう改正し、住民の利便性向上と、事務の効率化を図る。

別表第2

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
16の2 都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
18 市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの



都道府県知事等が保有する特定個人情報を提供できるように

情報提供者	特定個人情報
都道府県知事	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

16の2の項に提供可能な特定個人情報として「**都道府県知事**」が保有する「**障害者関係情報**」を追加  
 18の項に提供可能な特定個人情報として「**都道府県知事等**」が保有する「**生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報**」を追加

## (補足)小規模団体こそマイナーの活用促進

ひとつの事務処理の処理件数は少ないが、  
小規模団体は、ひとつの業務に複数の担当者を配置できないため、  
ひとつの職員に対する事務の分掌数が多い。



保健師が住民を訪問・相談対応する時間が制限される。

メンバーの活用による  
事務の省力化を図る。

事務処理を迅速にすることができ  
るから、別の業務に時間を割ける。

予防接種事務だけでなく、住民を  
訪問・相談対応する時間が増える。

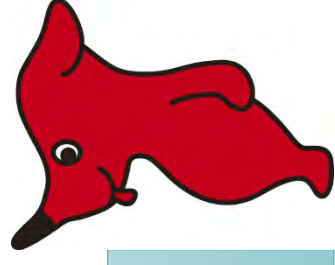
矢巾町では、インフルエンザ予防接種  
担当の保健師1名、その他の予防接  
種担当の保健師1名で対応している。

生活保護及び身体障害者に関する確  
認では、1件あたりの処理時間の短縮  
が図られると想定。

平成29年度 地方分権改革に関する提案募集

# 「社会保障分野におけるマイナンバー利用事務について 情報連携の項目を追加するよう見直し」

【提案事項】  
指定難病・小児慢性特定疾病医療費申請においてマイナンバー制度を活用  
した情報連携項目の追加



平成29年7月11日  
千葉県

# 指定難病と小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要

特定疾病医療費（指定難病）		小児慢性特定疾病医療費
法律	難病の患者に対する医療等に関する法律	児童福祉法
目的	難病患者に対し、公平かつ安定的な医療費助成を行う。	小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図るため、小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費助成を行う。
対象	指定難病 330 疾病	小児慢性特定疾病 722 疾病
受給者数 (29.3.31)	44,853 人 (千葉県)	3,065 人 (千葉県 (千葉市・船橋市・柏市除く。))
医療費負担額 (月額)	市町村民税の課税額等により、階層区分の基準に基づき自己負担限度額を決定	同左

## 申請に際して必要な提出（提示）書類

- ・住民票
- ・市県民税（非）課税証明書
- ・非課税世帯の場合、収入を証明できる書類  
(例：生活保護受給証明書、年金受給額が確認できる書類)
- ・保険証の写し  
(患者が国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している場合は、世帯員全員分。  
患者が上記保険以外（健康保険組合、協会けんぽ等）に加入している場合は、患者分（患者が被扶養者の場合は、被保険者本人分も必要）
- ・個人番号カード等

情報連携後

\*省略が可能な書類

- ・市県民税（非）課税証明書
- ・生活保護受給証明書

※マイナンバーにより提供される住民情報は、世帯主との続柄と世帯番号のみであり、住所の確認はできないため、住民票の省略は行うことができない。  
(小児慢性特定疾病医療費助成を行っている政令・中核市は除く)

## 難病患者に係る自己負担限度額の算定について

階層区分	階層区分の基準	自己負担限度額
生活保護	生活保護（世帯）	なし
低所得Ⅰ	市町村民税非課税（世帯）	収入等（※）～80万円
低所得Ⅱ		収入等（※）80万円超～
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上7万円未満	10,000円
一般所得Ⅱ	市町村民税所得割額7万円以上25万円未満	20,000円
上位所得	市町村民税所得割額25万円以上	30,000円

### ①医療保険支給関係情報

・階層区分については、「支給認定を受けた指定難病の患者」及び「支給認定基準世帯員」についての市町村民税所得割額等を合算した額を基準に判断するが、「支給認定基準世帯員」の範囲については、患者を含めた世帯の医療保険の加入状況を確認する必要があるところ、マイナンバー制度による情報連携の対象になっていない。

### ②障害年金支給関係情報

・「収入等（※）」については、「公的年金等の収入金額」、「合計所得金額」及び「国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合算した金額」を合算した額を基準に判断するが、「国民年金法に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付」の一部については、マイナンバー制度による情報連携の対象になっていない。

患者が加入している医療保険	支給認定基準世帯員
国保・国保組合	国保に加入する世帯全員
それ以外	被保険者本人（保護者）のみ



# 提案内容：指定難病及び小児慢性特定医療費助成制度の事務で、マイナンバーによる情報連携により、以下の項目を追加

## ①保険情報：同一保険世帯員の情報

### 現状：保険証の写しを申請時提出

患者が国民健康保険、国民健康保険組合又は後期高齢者医療保険に加入している場合は、世帯員全員分

患者が上記保険以外（健康保険組合、協会けんぽ等）に加入している場合患者分（患者が被扶養者の場合は、被保険者本人分も必要）

### 保険証の写し提出数（年間）

保険証写し提出数	指定難病申請	小児慢性申請
概数	67,000	7,700

現在の支障：情報連携ができないため、保険証の提出を求めており、申請する住民に手間が生じる

提案：マイナンバーを利用した情報連携により、同一保険世帯員情報を入手可能とする

☆支給認定基準世帯員（課税情報を必要とする個人）を特定するための保険加入情報

効果：保険証の写しが省略できる

## ②収入情報：障害年金関係情報の情報連携について

### ※指定難病の特定医療費については、障害年金関係情報がおおむね情報連携可能となった。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（平成29年5月30日に施行）第五十九条の三

**【現状】** 番号法において、事務手続き「特定医療費支給認定」「特定医療費の支給認定の変更認定」は、船員保険法に基づく障害年金、国家公務員災害補償法に基づく障害補償等がまだ連携できていない。（データ標準レイアウト関連様式B52「年金給付記録情報」に規定されていない。）

また、同様の事務である小児慢性特定疾病医療費は**いまだ連携できていない**。

全ての情報及び  
小児慢性特定疾病医療費も  
**情報連携可能へ**

提案

### 【参考】 データ標準レイアウト様式B

（提供項目）52国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報

年金給付情報  
旧法厚生年金障害年金情報  
旧法船員年金障害年金情報  
新法障害基礎年金・障害厚生年金情報  
新法遺族基礎年金・遺族厚生年金情報  
旧法国民年金障害年金情報  
新法障害基礎年金（障害福祉年金裁定替え分）  
新法遺族基礎年金（母子福祉年金裁定替え分）  
新法遺族基礎年金（準母子福祉年金裁定替え分）  
新法障害基礎年金情報  
新法寡婦年金情報  
新法障害基礎年金情報（20歳前障害初診日分）  
新法遺族基礎年金情報  
旧法共済年金障害年金情報（旧三共済）

新法障害共済年金情報（旧三共済）  
新法遺族共済年金情報（旧三共済）  
旧共済年金・障害年金情報（旧農林漁業共済）  
新法障害共済年金（旧農林漁業共済）  
障害手当金記録情報  
特別障害給付金情報  
被災情報  
傷病補償年金情報  
障害補償年金情報  
遺族補償年金情報

年金給付情報（国共済関連）  
新法障害厚生年金情報  
新法遺族厚生年金情報  
新法障害共済年金情報（旧三共済）  
新法遺族共済年金情報（旧三共済）  
旧法共済年金・障害年金情報（旧三共済）  
年金給付情報（地共済関連）  
新法障害基礎年金・障害厚生年金情報  
新法遺族基礎年金・遺族厚生年金情報  
新法障害共済年金情報  
新法遺族共済年金情報  
旧法共済年金・障害年金情報  
経過的職域加算障害共済年金情報  
経過的職域加算遺族共済年金情報  
障害手当金記録情報

年金給付情報（私学共済関連）  
新法障害厚生年金情報  
新法遺族厚生年金情報  
旧法共済年金  
障害年金情報  
遺族年金情報  
通算遺族年金情報  
共済年金  
障害共済年金情報  
遺族共済年金情報  
障害手当金記録情報  
特別児童扶養手当の支給情報